

「やむを得ず自宅療養を行う場合の体制」について【概要】

道では、新型コロナウイルス感染症患者は入院又は宿泊療養とすることを原則としているが、やむを得ない事由から宅療養を行わなければならない場合の体制については、次のとおりとする。

1 対象者

【前提条件】

「軽症者及び無症状者」で次の者を除く。

- ・ 高齢者、基礎疾患がある者、妊婦等
- ・ 高齢者等と同居している者
- ・ 高齢者等と接触する者（医療従事者や福祉職員等）と同居している者

- (1) 子育て中で、他の同居者が陰性の子どもを養育できない場合
- (2) ひとり親で、一時的に預ける親族等もない場合
- (3) 障がい児（者）と同居しているなど、自宅療養の対象者が養育を担う必要がある場合
- (4) 陽性となった児が宿泊療養困難と思われる場合（乳幼児、発達障がい児など
- (5) その他、やむを得ない事由により自宅療養が必要と保健所長が判断する場合

2 実施までのスキーム

- (1) 医療提供体制の確認
- (2) 自宅療養対象者に該当するかを確認
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室との協議
- (4) 患者及びその家族等の同意形成（自宅療養実施及び療養中の遵守事項等）

3 健康観察等

- (1) 毎日、保健所において、スマホアプリ（HER-SYS）や電話等により健康観察を実施し、必要に応じ医療機関へ搬送
- (2) 原則、患者に体温計及びパルスオキシメーターを貸出
- (3) 患者と連絡がとれなくなった場合の警察との連携

4 その他

自宅療養開始時に、原則10日分の食糧及び日用品を配送

「やむを得ず自宅療養を行う場合の体制」に関する専門家の意見

- やむを得ない事由については、納得できる内容である。
- やむを得ない場合があり自宅療養を行うことには賛成いたします。
- 自宅療養とすることでPCR陰性の同居家族に感染させてしまうリスクはあることに関しても、事前に患者に理解・同意いただく必要があるかもしれません。
- 自宅療養中に患者の病態悪化し緊急入院となる場合に備え、様々なパターンの同居家族の対応も事前に準備し、説明しておく必要があります。
- オンライン診療を行う場合は、パルスオキシメーターをご本人にお渡しし、測定が正しく行えているか確認できるかと思えます。
- ホテル療養中（神奈川県）にお亡くなりになった事例もあり、定時連絡がとれない場合のプロトコールも必要です。